



# 新たな「北海道森林づくり基本計画」

北海道水産林務部総務課林務企画グループ

## 1 計画策定の考え方

北海道では、北海道にふさわしい豊かな生態系を育む森林を守り、育て、将来の世代に引き継ぎ、百年先を見据えた森林づくりを進めるため、「北海道森林づくり条例」を平成14年3月に制定し、本条例に基づき、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、「北海道森林づくり基本計画」を策定しています。

基本計画は5年ごとに見直しを行うこととしており、19年度に策定した基本計画が24年度で5年目を迎えたことから、近年の情勢の変化や課題等を踏まえて内容を見直し、25年度から34年度を期間とする新たな基本計画を25年3月に策定しました。

## 2 森林づくりに関する基本的な方針

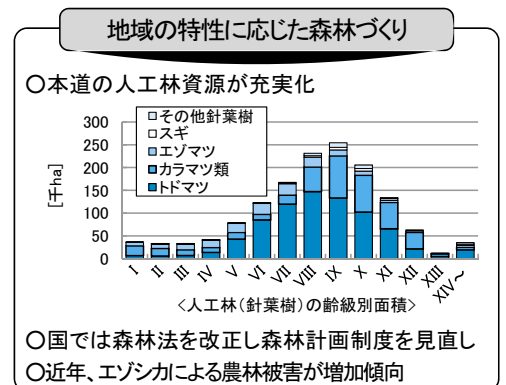
新たな基本計画では、国の政策など森林づくりの動向や本道の森林づくりの課題を踏まえ、次の3つの基本的な方針に基づき、施策を推進することとしています。

### (1) 適切な森林管理のもと地域の特性に応じた森林の整備及び保全の推進

地域の特性に応じた森林づくりに向けて、それぞれの森林において発揮すべき機能に応じて森林を区分し、それらの区分ごとに森林を守り、育てます。

### (2) 森林資源の循環利用の推進による林業及び木材産業等の振興

人と環境にやさしい資材である木材が、林業を通じて適切に生産され、さらに木材産業等を通じて積極的に人々に利用されるという循環の仕組みづくりを進めることにより、持続的で健全な林業及び木材産業等の振興を図ります。



※ 齢級とは、1年生から5年生までをⅠ齢級、6年生から10年生までをⅡ齢級、以下同様に5年生ごとのまとまりを単位とする林齢の表し方である。

### (3) 木育の理念を基本とした道民との協働による森林づくりの展開

道民との協働による森林づくりに向けて、木育の理念を基本とした森林づくりや木材利用に対する道民の理解及び参加・協力を進めます。

## 3 計画の目標

森林づくりには長い期間を要するため、百年先を見据えた3つの「**長期的な目標（めざす姿）**」を示すとともに、今後20年程度を見通した「**数値目標（目標の指標）**」を設定しました。

### (1) 地域の特性に応じた森林づくり

地域の特性に応じた森林づくりを進めるため、自然条件、生物の多様性や森林の景観などを踏まえ、

- ① 国土の保全や水源の涵（かん）養
- ② 生態系や環境の保全、文化の創造
- ③ 木材や木質バイオマスの効率的な生産

を期待する機能に応じて森林を区分し、それぞれの機能を発揮させる森林づくりをめざします。

#### 〈目標の指標〉

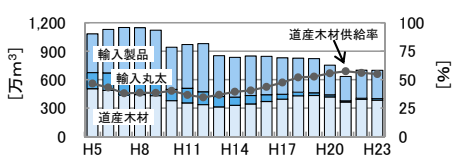
- ア) 森林の機能に基づき森林所有者等が持続的な森林経営を行う面積の割合  
平成44年度までに90%
- イ) 森林の蓄積と地球温暖化防止機能  
平成44年度：蓄積961百万m<sup>3</sup>  
(炭素貯蔵量384百万t-C相当)  
(参考) 平成23年度：蓄積743百万m<sup>3</sup>  
(炭素貯蔵量297百万t-C相当)
- ※ 炭素貯蔵量については、今後の国内外の動向を踏まえながら、伐採木材製品の取扱いなど、必要に応じて見直し。

### (2) 林業及び木材産業等の健全な発展

森林づくりに伴い産出される木材を最大限に活用し、道民生活に木材・木製品の利用が定着することをめざします。

#### 林業及び木材産業等の健全な発展

○道産木材供給率が上昇



- 道では、公共建築物等木材利用促進法に基づき「北海道地域材利用推進方針」を策定
- 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始

#### 道民との協働による森林づくり

○近年、森林ボランティアの活動や企業等による森林づくり活動が活発化

○木育イベントの開催など、民間の自主的な木育活動等が展開



○森林づくり活動に係る指導者数は伸び悩み  
H18:680人 → H23:687人

#### 〈目標の指標〉

森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量  
平成44年度：610万m<sup>3</sup>  
(参考) 平成23年度：395万m<sup>3</sup>

### (3) 道民との協働による森林づくり

道民の誰もが森林を大切にすることをもち、森林づくりに参加を望む道民は、いつでも、どこでも、様々な森林づくり活動に参加できることをめざします。

#### 〈目標の指標〉

木育の理念を基本とした道民との協働による森林づくりの参加者数  
平成44年度：66万人  
(参考) 平成23年度：40万人

## 4 施策の展開方向

基本的な方針に沿って、次のとおり、条例に定める10の項目毎に施策の展開方向とともに、関連する指標を示しました。

### (1) 森林の整備の推進及び保全の確保

地域の特性に応じた森林の整備及び保全の確保のため、適切な森林管理を推進するとともに、機能に応じた森林の整備や自然災害に強い森林の整備・保全、水資源や生物多様性の保全を図る森林等の整備・保全や身近な森林の保全を進めます。

#### 〈関連する施策〉

##### 適切な森林管理の推進

- 地域の特性に応じた森林計画の策定及び実行管理
- 森林経営計画による適切かつ計画的な森林施業の実施
- 森林所有者等への普及指導の推進

##### 機能に応じた森林の整備

- 多様で健全な森林の整備の実施
- 森林整備の基盤となる路網の整備
- 長期間放置された森林の整備

- 野生鳥獣等の森林被害対策の実施
- 流域を単位とした森林の整備・保全

**自然災害に強い森林の整備・保全**

- 森林の山地災害防止機能の増進
- 気象害に強い森林の整備等

**森林の整備・保全による水資源や生物多様性の保全**

- 水資源の保全に資する森林の保全
- 生物多様性の保全に向けた森林の整備・保全

**身近な森林の保全**

- 森林の生活環境保全機能の増進
- 地域の模範となる森林の継承
- 里山林等の保全・利用
- 地域固有の景観を構成している森林の継承

〈関連指標（平成34年度）〉

- ・多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積  
65万ha（平成23年度：56万ha）
- ・森林所有者等が生物多様性の保全のため特に森林の整備・保全を行う面積  
11万ha（平成23年度：7万ha）
- ・北海道らしい里山林の箇所数  
100箇所（平成23年度：53箇所）

**(2) 林業の健全な発展**

施業の集約化や効率的な作業システムの推進、丈夫で簡易な路網の整備による森林施業の低コスト化や、安全・適切な施業を実施する林業事業体の育成、地域の森林づくりを担う人材の育成・確保を進めることにより、林業の健全な発展を図ります。

〈関連する施策〉

**森林施業の低コスト化**

- 森林所有者等への働きかけによる施業集約化の推進
- 路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの確立
- 低コストで安定的な原木の供給

**林業事業体の育成**

- 安全・適切な施業を実施する事業体の育成
- 林業事業体の経営体制の強化

**人材の育成・確保**

- 地域の森林づくりを担う人材の育成

- 林業労働者の確保・定着促進

〈関連指標（平成34年度）〉

- ・健全な経営を担い得る森林組合の割合  
100%（平成23年度：55%）
- ・林業事業体の生産性（素材生産）  
12.1m<sup>3</sup>/人日（平成23年度：7.4m<sup>3</sup>/人日）
- ・高性能林業機械を使用した素材生産の割合  
96%（平成23年度：51%）
- ・新規参入者数（臨時を除く）  
1,500人/平成25～34年度の10年間  
(901人/平成19～23年度の5年間)
- ・森林所有者等が効率的な森林施業を行うための路網整備の水準  
65m/ha（平成23年度：60m/ha）

**(3) 木材産業等の健全な発展**

道産木材・木製品の利用の促進や製品の付加価値の向上などによる木材産業の競争力の強化及び特用林産物の生産の振興を図り、森林資源の循環利用を促進し、木材産業等の健全な発展を図ります。

〈関連する施策〉

**道産木材・木製品の利用の促進**

- 地材地消の普及
- 道産木材の有効利用の促進
- 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

**木材産業の競争力の強化**

- 意欲ある企業等による木材加工体制の整備
- 品質や産地等の明確な道産木材・木製品の安定供給と市場の拡大
- 木材産業の経営の安定・強化

**特用林産物の生産の振興**

- きのこと、木炭など特用林産物の生産振興

〈関連指標（平成34年度）〉

- ・道産木材供給率63%（平成23年度：56%）
- ・木質バイオマスエネルギー利用量  
119万m<sup>3</sup>（平成23年度：62万m<sup>3</sup>）
- ・木質ペレット利用量  
9千t（20千m<sup>3</sup>）  
（平成23年度：5千t（11千m<sup>3</sup>））
- ・カラマツ製材のうち建築用製材比率  
31%（平成23年度：16%）
- ・品質・性能が確かな製材の生産比率  
68%（平成23年度：43%）

**(4) 道民の理解の促進**

森林の有する多面的機能を発揮する森林づくりを道

民全体で支える気運を高めるため、国、市町村、森林所有者等と連携し、木育を通じた森林づくりや木材利用に対する道民理解を促進するとともに、森林や木材とのふれあいの機会の充実を図ります。

〈関連する施策〉

木育を通じた森林づくりや木材利用に対する道民理解の促進

- 木育に対する理解の促進
- 森林や木材に関する情報の提供

森林や木材とのふれあいの機会の充実

- 個性と魅力ある森林や木材とのふれあいの場の整備
- 道民と森林や木材とのふれあいの機会の確保
- 森林とふれあうためのマナーの普及
- 植樹・育樹祭等の開催

〈関連指標（平成34年度）〉  
 ・木育の道民認知度  
 80%（平成24年度：27%）

(5) 青少年の学習の機会の確保

将来を担う青少年の森林を大切にする心を培うため、森林づくりに関する学習機会の確保や、青少年の活動を支える指導者の育成を図ります。

〈関連する施策〉

青少年の学習機会の確保

- 青少年のための木育活動の促進
- 道民の森の学習の場としての機能強化
- 「緑の少年団」の育成
- 木育に関するプログラムの提供
- 木育の活動に関する情報の提供

青少年の活動を担う指導者の育成

- ⑥ 研修会などによる指導者の育成

〈関連指標（平成34年度）〉  
 ・青少年向け木育教室等の実施校  
 418校（平成23年度：259校）  
 ・青少年の学習活動を支える指導者数  
 962人（平成23年度：762人）

(6) 道民の自発的な活動の促進

道民などが自主的、積極的な森林づくりに容易に取り組めるよう、道民の自発的な活動を促進する環境づくりを進めるとともに、木育を道民運動として推進します。

〈関連する施策〉

道民の自発的な活動のための環境づくり

- 身近なみどりと森林づくりの普及啓発
- 森林ボランティア活動の促進
- 森林や木材に関する知識・技術等を兼ね備えた人材の育成・登録や活用の促進
- 道民や企業の自発的な活動の支援
- 道民の森の自発的な活動の場としての機能強化
- 豊かな海と森林づくり活動の促進

木育の道民運動としての推進

- 木育活動のネットワークづくり
- 「道民一人30本植樹運動」の推進
- 木の文化づくり

〈関連指標（平成34年度）〉  
 ・道民との協働により育てる樹木の本数  
 200万本（平成23年度：82.1万本）  
 ・道と企業等との連携協定などに基づく森林づくりの実施件数  
 200件（平成23年度：82件）

(7) 山村地域における就業機会の確保等

森林づくりの担い手の生活基盤としての役割を果たしている山村地域の活性化を図るため、通年就業体制づくりや地域資源としての森林を活用した就業機会の確保とともに、生活環境の整備を進めます。

〈関連する施策〉

就業機会の確保

- 通年就業体制づくりの促進
- 地域資源としての森林を活用する産業の育成
- きのこと、木炭など特産林産物の生産振興

山村地域の生活環境の整備

- 山村地域の活性化の促進
- 都市との交流や森林とのふれあいに必要な施設等の整備



〈関連指標（平成34年度）〉  
・ 通年雇用者割合  
50%（平成23年度：42%）

## (8) 森林づくりに関する技術の向上

森林づくりに役立つ技術の向上を図るため、研究機関との連携により森林管理や木材利用に関する技術の普及と指導を進めるとともに、森林づくりに関する技術交流を推進します。

### 〈関連する施策〉

#### 研究機関との連携

- 試験研究及び技術開発における研究機関との連携
- 森林管理や木材利用に関する技術の普及と指導**
- 研究機関との連携による普及指導の推進
- 地域と連携した普及指導の推進
- 道民、企業等のニーズに応じた技術支援や開発技術の普及指導の推進

#### 森林づくりに関する技術交流の推進

- 技術交流の推進

〈関連指標（平成34年度）〉  
・ 技術の向上を目的とした研修等の取組件数  
73回（平成23年度：31回）

## (9) 道民の意見の把握等

道民、森林所有者、事業者と情報を共有しながら、森林づくりを適切に進めていくため、森林づくりに対する道民意見を把握するとともに森林づくりに関する情報を収集します。

### 〈関連する施策〉

#### 森林づくりに対する道民意見の把握

- 道民意見の把握
- 森林づくり活動の企画・計画段階からの道民の参加

#### 森林づくりに関する情報の収集

- 森林情報等の収集

〈関連指標（平成34年度）〉  
・ 道民が参加する森林づくり関連事業の実施件数  
50件（平成23年度：40件）

## (10) 道有林野の管理運営

道民共通の財産である道有林の公益的機能の維持増

進と多面的な活用を図るため、森林の適切なゾーニングに基づく整備・管理を進めるとともに、道民や地域と連携した森林づくりを進めます。

### 〈関連する施策〉

#### 公益的機能を維持増進する森林の整備・管理の推進

- 公益的機能を維持増進する森林の取扱い

#### 地域の特徴を生かした森林資源の多面的な活用の推進

- 森林資源の循環利用の推進
- 地域の特徴を生かした森林づくりの推進

#### 道民や地域と連携した森林づくり

- 地域と連携した取組の推進
- 道有林の施業技術等の開発と普及
- 道民の理解と参加の促進

〈関連指標（平成34年度）〉  
・ 複層林施業や単層林施業など多様な方法により更新する人工林の面積  
46千ha（平成23年度：34千ha）

## 5 木育の推進

「木育」は、北海道発の概念で、子どもをはじめとするすべての人が『木とふれあい、木に学び、木と生きる』取組です。北海道では、森林づくりや木材利用に対する道民の理解を深め、参加・協力を進めるため、木育の推進にあたっての施策の展開方向を、次のとおり示しました。

### (1) 道民運動としての推進

木育は、森林や木材に関わる方々はもとより、一般道民、NPO、企業、行政など、様々な方々の協働により、息の長い道民運動として推進します。

#### 木育の発信

- 木育の理念や考え方の普及
- 森林や木材に関する様々な情報の発信

#### 木育活動の担い手の育成・確保

- 木育活動のネットワークづくり
- 活動団体と企業等との連携の促進
- 木育の指導等に携わる人材の育成・登録や活用の促進

## (2) ライフステージ等に応じた推進

木育は、子どもをはじめとする全ての方々を対象とした取組であり、道民の皆さんの森林や木材に対する認識や関心の度合い、幼児期から高齢期に至るライフステージ等に応じた取組を進めます。

### 木とふれあう機会の創出

- 道民が森林や木材とふれあうことができる場の整備
- 道民が森林や木材とふれあうことができる機会の創出

### 木に学ぶ機会の創出

- 森林や木材に関する学習機会の創出
- 教育関係機関との連携による木育活動の促進
- 木育に関するプログラムや情報の提供

### 木と生きる機会の創出

- 道民の自発的な活動の促進
- 「木の文化」づくりの推進

## 6 多面的機能に応じた森林づくりの展開方向

「計画の目標」で掲げた、期待する機能に応じた森林づくりを進めていくため、百年先の望ましい森林の姿を示し、森林づくりの課題や施策の展開方向を示しました。以下、望ましい森林の姿について掲載します。

### (1) 国土の保全や水源の涵養<sup>かんよう</sup>を期待する森林

#### 〈水源を守る森林（水源涵養林）〉

ダム集水区域や主要な河川の上流、水道取水施設等の周辺に位置し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林。

#### 〈山地災害を防ぐ森林（山地災害防止林）〉

樹木の根が深く広く発達して土壌を保持する能力に優れ、必要に応じ山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。

### (2) 生態系や環境の保全、文化の創造を期待する森林

#### 〈快適な生活環境を創る森林（生活環境保全林）〉

気象災害を防ぎ、騒音などの影響を緩和して道民が暮らしやすい生活環境を創りだすため、集落等の周辺に位置し、様々な被害に対する抵抗力が高い森林。

#### 〈生物多様性や文化を守り自然とふれあう場を提供する森林（保健・文化機能等維持林）〉

多様な樹種や樹齢で構成され、必要に応じ保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。

## (3) 木材・木質バイオマスの効率的な利用を期待する森林（木材等生産林）

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く、林道等の路網が適切に整備されている森林。

## 7 連携地域別の森林づくりの取組方向

6つの連携地域ごとに森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組を踏まえ、森林づくりを進めるにあたっての長期的な目標や取組方向を示しました。

### 地域別の長期的な目標

地域	長期的な目標
道南	スギ、ヒノキ、アスナロ（ヒバ）、ブナなど地域特有の樹種について、地域が一体となった資源回復のための植樹活動の展開、ふるさとゆかりの森林づくり
道央広域	都市住民が身近に自然にふれあい参加できる森林づくり、都市周辺や水源地域の森林の再生・整備などによる豊かな海と川をはぐくむ森林づくり、地域で生産される人工林材などの利用の促進
道北	大雪山国立公園などのすぐれた自然環境や希少な野生生物の生息・生育地となっている森林の整備・保全、日本海やオホーツク海の海岸線や河川周辺における豊かな水産資源を守るための森林づくり
オホーツク	地域の森林資源を有効に活用するため、地域材の循環利用の推進、河川や集落周辺における水質の保全や農地・漁場など生産基盤の環境を保全する森林づくり
十勝	雄大な山岳景観や希少な野生生物の生息・生育地となっている森林や耕地防風林などの身近な森林の整備・保全、地域特有のカラマツ資源の循環利用の推進、十勝カラマツ材の産地化
釧路・根室	希少な野生生物の生息・生育地やすぐれた自然景観を形成する森林の保全、農業・水産業などと連携した森林の有する多面的機能を高度に発揮させる森林づくり、伐採跡地への造林など森林の循環利用の推進

## 8 計画の推進体制

計画の具体的な推進に当たっては、国有林・市町村・関係団体などとの連携・協力や、道民の理解を得ながら進めることが重要であり、市町村や関係する民間団体との連携を一層強化し、森林の資源管理や試験研究成果のフィードバックなど、森林所有者等への普及指導を促進するとともに、庁内部局と横断的な連携を図り、効率的・効果的な施策の推進に努めることとしています。

※ 基本計画の全文は北海道庁のHPで閲覧することができます。  
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/grp/rinki/shinrin\\_kihonkeikaku\\_all.pdf](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/grp/rinki/shinrin_kihonkeikaku_all.pdf)